

基発第 0515001 号

平成 15 年 5 月 15 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

傷病の状態に関する届、傷病の状態等に関する報告書又は傷病補償年金  
若しくは傷病年金受給権者の定期報告書に添付する診断書（じん肺用）  
の様式の改正について

標記診断書の様式については、昭和 52 年 3 月 30 日付け労働省発勞徴第 21 号・基  
発第 192 号及び昭和 53 年 10 月 23 日付け基発第 588 号（以下「588 号通達」  
という。）により指示してきたところであるが、じん肺法施行規則及び労働安全衛生規  
則の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 2 号）が本年 1 月 20 日に公布さ  
れ、じん肺法施行規則の一部改正関係が本年 4 月 1 日から施行されたことから、588  
号通達別紙の診断書（じん肺用）を別添のとおり改める（診断書（じん肺用）のうち、  
「9 合併症に関する検査」の「肺結核以外の合併症に関する検査」の項目について、  
「喀痰細胞診」の欄を追加するとともに、「エックス線特殊撮影」の欄における撮影法  
に「らせん CT、その他（ ）」を追加するものである。）。

また、上記改正に伴って診断書作成要領（年金通知様式第 2 号の 2）の一部を別添の  
とおり改める。







(じん肺用続紙)

(じん肺用)

年金通知様式第2号の2

## 診 断 書 作 成 要 領

- 1 この診断書は、じん肺又はその合併症のため、労災保険において長期療養を受けている者の療養継続又は傷病補償年金若しくは傷病年金支給の要否決定のために必要とするものです。
- 2 各検査の方法及び判定の基準については、厚生労働省安全衛生部労働衛生課編「じん肺診査ハンドブック」(昭和54年以後発行のもの)を参考にして下さい。
- 3 次に掲げる症状が認められる場合には、それぞれ各号の末尾に掲げる検査を省略して差し支えありません。
  - (1) エックス線写真に一侧の肺野の3分の1を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。)があると認められた者は、「胸部に関する臨床検査」、「合併症に関する検査」及び「肺機能検査」
  - (2) 「エックス線写真による検査」、「胸部に関する臨床検査」及び「結核精密検査」の結果、じん肺の所見があり、かつ、肺結核にかかっていると診断された者は、「肺機能検査」
  - (3) 「エックス線写真による検査」、「胸部に関する臨床検査」又は「肺結核以外の合併症に関する検査」の結果、じん肺の所見があり、かつ、「結核性胸膜炎」、「続発性気管支炎」、「続発性気管支拡張症」、「続発性気胸」又は「原発性肺がん」のいずれかの疾病にかかっていると診断された者は、「肺機能検査」
  - (4) 「エックス線写真による検査」及び「胸部に関する臨床検査」の結果又は「肺機能検査」の「第1次検査」の結果、著しい肺機能障害があると認められる者は、「肺機能検査」のうち、「第2次検査」
- 4 様式中の各種検査は、診断時以前3ヶ月以内において行った検査について記入して下さい。
 

ただし、当該検査実施後、症状に著しい変化のあったものについては、この診断書作成時に検査を行い、その結果について記入して下さい。
- 5 記入欄が不足する場合には、適宜別紙に記載の上、添付して下さい。
- 6 「既往症の概要」欄には、胸部に関する既往症例えば肺結核、胸膜炎、気管支炎(いわゆる急性気管支炎を除く。)、気管支拡張症、気管支喘息、肺気腫、心臓疾患その他について、罹患時の年齢とその経過の概要を記入して下さい。







特に、過去の健康診断その他の機会に実施した検査の結果等から、著しい肺機能障害が持続する状態が疑われる者についての判定に当たっては、従前から行われてきた諸検査の結果を十分参考として、総合的な判断を行って下さい。

F (-) ……じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) ……じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) ……じん肺による著しい肺機能の障害がある。

12 「日常生活の状況」欄は、全項目についてそれぞれの動作ができる場合には“可”を、できない場合には“否”を○で囲んで下さい。

なお、「備考」欄の(2)には、具体的に傷病名（たとえば、「動脈硬化症」、「高血圧症」等）を記入して下さい。

13 「今後における治療の要否及びその概要」欄は、今後治療を要する場合には“要”を○で囲み、治ゆ又は症状固定の場合には“否”を○で囲んで下さい。

14 「今後における入院の要否及びその事由」欄は、

(1) 診断時に入院中の者で、引き続き入院を要する者

(2) 診断時に通院療養中の者で、症状等の変化等から入院療養を要する者

については“要”を○で囲み、それ以外は“否”を○で囲んで下さい。

15 「病院又は診療所の診断医氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。